

市立旭川病院ボランティア活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は市立旭川病院（以下「病院」という。）の入院・外来の患者様及びそのご家族、並びにすべての来院者に対して「笑顔」を持ってふれあい、心の安らぎと温かく穏やかな雰囲気を作り、かつ市民に愛される病院づくりをすることを目的とする。

(資格)

第2条 ボランティア活動に参加できる者は、健康でボランティア活動に熱意を持って、継続して活動できる者とする。

(活動内容)

第3条 この団体は、前条の目的達成するために次の活動をする。

- (1) 外来案内
- (2) 車椅子利用患者様への介助
- (3) 入院患者様の病棟への誘導
- (4) その他、病院長が特に認める業務

(活動日等)

第4条 ボランティア活動は、原則として祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの午前8時から12時までの間とする。

2 会員は、ボランティアとして、病院に登録されたときから会員とする。

(活動の注意事項)

第5条 ボランティア活動にあたっての基本的な注意事項は次のとおりとする。

- (1) 活動中に知り得た患者様の個人情報については、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 活動中は病院職員の指示により行動するものとする。
- (3) 活動に参加する者は、その活動中は病院が指定した名札及びユニホームを着用するものとし、自分自身の健康管理に努めるものとする。

(病院職員の義務)

第6条 病院職員は、ボランティア活動者の個性や能力を発揮できるよう支援するものとし、活動に関する業務は看護部が担当するものとする。

(活動申込)

第7条 ボランティア活動を希望する者は、別紙病院ボランティア申込書（第1号様式）により応募するものとし、病院長から活動の許可を得るものとする。

(ボランティア保険等)

第8条 前条により、ボランティア活動の許可を得たものは、ボランティア活動保険に加入するものとし、病院が実施する健康診断を受診しなければならない。

(活動の取消)

第9条 ボランティア活動者が、著しく病院の品位を汚す行為及び要綱に従わない行為を行ったと判断した場合、又健康診断の結果、ボランティア活動に適さないと判断した場合は、病院長が活動許可を取り消すものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動に関して必要な事項は、病院長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。